

【資料 4 - 3】

【参考資料：医療機関向け説明文書】

医療機器の 共同利用 について

- 本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療に係る取組を推進しております。
- 外来医療計画において、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定して、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしました。
- 今後、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し提出していただく必要があります。
- 医療機器の共同利用に関するプロセスは次のとおりです。

医療機関が対象機器を設置（新規・更新）した場合、共同利用計画を策定して所管保健所へ提出（設置後10日以内）
※エックス線装置設置届と同時に所管保健所へ提出

協議の場で共同利用計画の確認

協議状況の公表
・協議の場の議事録等をWebページで公開
・共同利用する医療機関については、県のWebページで公表

- 共同利用計画の策定対象となるのは、以下の事例です。
 - ・ 対象医療機器
CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ
 - ・ 対象者
上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

※この取扱いについては、令和3年4月1日より開始します。